

教育委員会定例会事項書

令和6年12月20日(金)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 安 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 46号 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案

議案第 47号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 48号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 49号 三重県教育職員免許状再授与審査会規則案

議案第 50号 職員の懲戒処分について

4 報 告 題

報告 1 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について

報告 2 令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年11月22日(金)

開会 9時30分

閉会 10時16分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第45号 令和7年度教職員人事異動基本方針について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 「本よもうねっとプラン(仮称)ー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー中間案
について

報告2 令和7年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

報告3 令和7年度三重県職員(文化財技師)採用選考試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第46号

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第二号)^{三重県教育委員会規則}の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(夜間定時制等手当)</p> <p>第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う高等学校又は中学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。</p>	<p>(夜間定時制等手当)</p> <p>第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う高等学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条の二 (略)</p>
<p>(夜間中学教育業務手当)</p>	
<p>第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)に係る業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 夜間に授業を行う中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)又は教頭(本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。)</p> <p>二 夜間中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条の四第一項又は第十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)</p>	
<p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p>	
<p>一 前項第一号の場合 一月につき 給料月額^{の百}分の八</p>	
<p>二 前項第二号の場合 一月につき 給料月額^{の百}分の十</p>	
<p>(特殊勤務実績簿)</p>	<p>(特殊勤務実績簿)</p>
<p>第二十一条 校長は、特殊勤務実績簿(第一号様式)又は特殊勤務手当整理簿(第二号様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p>	<p>第十九条 校長は、特殊勤務実績簿(別記様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p>
<p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>(条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額)</p> <p>3 条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とある</p>	

るのは、「給料月額と条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

別記様式を次のように改め、同様式を第一号様式とする。

第1号様式 (第21条関係)

特殊勤務実績簿 (手当) 給与期間				年	月	日から	日まで
		職 種			氏 名		
校長の 確認	直接監督責任者の確認	月 日	勤務時間	日数、夜数、回数、時間数又は枚数	勤務の内容	備 考	
		月 日	午 時 分から ・ まで				
		・	・ から ・ まで				
		・	・ から ・ まで				
		・	・ から ・ まで				
		・	・ から ・ まで				
		・	・ から ・ まで				
日数、夜数、回数、時間数又は枚数の計			単 価	円	手当額	円	

- 注 1 この実績簿は、日額等で定められている手当について作成する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式（第21条関係）

特殊勤務手当整理簿（ 手当）					
年 月分		所 属 名			
職種	氏 名		従事日数	手当支給額	備 考
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
人数の計	人		手当支給額の計	円	

- 注 1 この整理簿は、月額で定められている手当について作成する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{二重県教育委員会規則}第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給) 第十一条 特殊勤務手当は、手当の額が月額で定められている手当(以下「月額手当」という。)についてはその月の給料支給日に、それ以外の手当については一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。</p>	<p>(特殊勤務手当の支給) 第十一条 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。</p>
<p>2 月額手当を支給される職員が勤務期間(月の初日から末日までの間をいう。)中において勤務をしなかつた日がある場合であつて、その日が勤務時間条例第八条の二第一項の勤務日等の二分の一を超えることとなるときは、その者に対し支給するその月分の手当の額は、日割計算とする。</p>	
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、首長短時間勤務職員等に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	
<p>4 前項の職を占める職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤務をしなかつた日」とあるのは「勤務をしなかつた時間」と、「その日」とあるのは「その時間」と、「勤務日等」とあるのは「勤務日等に割り振られた勤務時間等」と、「日割計算」とあるのは「時間割計算」とする。</p>	
<p>5 前各項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、給料支給の例による。 (特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等)</p>	<p>(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等)</p>
<p>第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、第十一条第一項、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第五項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</p>	<p>第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、<u>第十一条第三項</u>の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、<u>第十一条第一項、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第五項の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることが</u>できる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、<u>第十一条、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第三項の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることが</u>できる。</p>
--	---

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年^三重県人事委員会規則^{第二十二}号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
イ 高等学校等教育職給料表		イ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	職名	職務の級	職名
1級	高等学校及び特別支援学校の助教諭	1級	県立学校の助教諭
2級	高等学校及び特別支援学校の講師(任用の期限を附さないものに限る。)	2級	県立学校の講師(任用の期限を附さないものに限る。)
備考 高等学校及び特別支援学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。		備考 県立学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。	
ロ 中学校・小学校教育職給料表		ロ 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	職名	職務の級	職名
1級	小学校、中学校及び義務教育学校の助教諭	1級	市町立学校(市町立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)の助教諭
2級	小学校、中学校及び義務教育学校の講師(任用の期限を附さないものに限る。)	2級	市町立学校の講師(任用の期限を附さないものに限る。)
ハ 行政職給料表		ハ 行政職給料表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
(略)	(略)	(略)	(略)
6級	県立学校の困難な業務を行う事務長(困難な業務を行うもの又は市町立の小学校、中学校及び義務教育学校の調整監の職務に限る。)	6級	県立学校の困難な業務を行う事務長(困難な業務を行うもの又は市町立学校の調整監の職務に限る。)
備考1・2 (略)		備考1・2 (略)	

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年^三重県人事委員会規則^{第十号})の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(義務教育等教員特別手当の月額)

第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの(第三号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額

二 (略)

三 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十二号の規定による特殊勤務手当(以下「夜間中学教育業務手当」という。)を支給されるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額)

四 前条に規定する職員(次号及び第六号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

五・六 (略)

(義務教育等教員特別手当の月額)

第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額

二 (略)

三 前条に規定する職員(次号及び第五号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

四・五 (略)

(公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年 三重県人事委員会規則 第五号)の一部 三重県教育委員会規則 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊勤務手当に相当する報酬)	(特殊勤務手当に相当する報酬)

第六條 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十二号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。

第六條 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の別記様式の規定に基づいて作成されている特殊勤務実績簿は、改正後の第一号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(定義)

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）をいう。
 - 二 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
 - 三 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 四 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 五 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第二十八号）をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第十一条第三項の規定を適用する。
- 5 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号。次項において「育児休業法」という。）第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 6 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。
 - 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項
 - 二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項

(雑則)

- 7 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案要綱

1 制定理由

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、県立中学校に勤務する職員の給与等に関する規定を整備するものである。

2 制定内容

- (1) 夜間中学教育業務手当の支給対象となる業務及び手当額を定める。
- (2) 月額の特殊勤務手当について、その支給方法を定める。
- (3) 県立中学校の設置に伴い、「県立学校」、「市町立学校」という表記を、校種を指定する形に改める。
- (4) 定時制通信教育手当が支給される職員との均衡を鑑み、夜間中学教育業務手当が支給される職員の義務教育等教員特別手当の額を、通常支給される額に $3/4$ を乗じて得た額とする。
- (5) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

【参考】夜間中学教育業務手当

・支給対象となる業務及び手当額

夜間に授業を行う中学校に勤務する以下の職員が、本務として夜間に授業を行う学級に係る業務に従事した場合に、一月につき以下の金額を支給する。

職名	手当額
校長、教頭	給料月額 $8/100$
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師	給料月額(教職調整額を含む) $10/100$

・支給方法

その月の給料支給日に支給する。

議案第47号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和二十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中

特別支援学校（知的障害者又は肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う学校に限る。）の児童又は生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
--	----------	---------

を

特別支援学校（知的障害者又は肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う学校に限る。）の児童又は生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
夜間に授業を行う中学校の生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する 規則案要綱

1 改正理由

県立中学校の設置に鑑み、必要な規定を整備するものである。

2 改正内容

夜間に授業を行う中学校の生徒を担当する学校医等の報酬について規定する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第48号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

健康保険の被保険者証の廃止に伴い、三重県立図書館の利用にかかる様式の改正を行うものである。

2 改正内容

三重県立図書館の利用にかかる利用カード交付申請書の様式中、健康保険の被保険者証を表す「保」の文字を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（その一）を次のように改める。

第2号様式（その1）（第7条関係）

利用カード交付申請書（個人用）

新規・更新・その他			
館長	課長	課長	係

三重県立図書館長 あて

利用カードの交付を受けたいので申請します。

年 月 日

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・利用カードは、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

確認	免・身・学・他	未
----	---------	---

		利用者番号						
フリガナ		生年月日						
氏名		パスワード発行	・希望する		・希望しない			
現住所	(〒 —)	番地						
帰省先住所	(〒 —)	番地						
電話	自宅	() — ()	様方					
	携帯	— —						
	勤務先	() — ()	(勤務先名称:)					
	帰省先	() — ()	様方					

←太枠の中をご記入ください

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。

(規格 A5)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

議案第49号

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、三重県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、教育委員会教育長が招集し、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案要綱

1 制定理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に伴い、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効・取上げとなった者に再び免許状を授与するに当たっては、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないこととされた。

同法施行規則において、都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとされたことから、本規則を制定する。

2 制定内容

三重県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

3 施行期日

公布の日

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、令和4年4月1日。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
- ② 児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること、
- ③ 刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、痴漢行為又は盗撮行為、
- ④ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

- ・ 同意・暴行等の有無を問わず、全て法律違反
- ・ 令和5年刑法等改正等を踏まえ、対象行為を追加（下線部分）

法が定める各施策

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
- ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（子ども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

基本的な指針

防止に関する措置

- 教育職員等・児童生徒等に対する啓発（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- 特定免許失効者等に関するデータベース（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- 児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- 早期発見のための措置（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- 児童生徒性暴力等に対する措置（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校は学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- 学校に在籍する児童生徒等の保護・支援（第20条）
 - ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- 特定免許失効者等に対する再授与（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- 都道府県教育職員免許状再授与審査会（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)(抄)

(定義)

第2条

- 6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第10条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第22条 特定免許状失効者等(教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第23条 前条第2項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文科令第5号)(抄)

(都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)

第3条 都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第6条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

報告1

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について、別紙のとおり報告する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和8年度（令和7年実施）教員採用選考試験の日程等について

1 令和8年度（令和7年実施）教員採用選考試験の日程（予定）

実施要項発表	4月上旬
申込受付期間	4月上旬～4月下旬
第1次選考試験	6月14日（土）
第1次合格発表	7月上旬
第2次選考試験	7月中旬～下旬
最終合格発表	8月下旬

2 令和8年度（令和7年実施）教員採用選考試験の主なポイントについて

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の内容は、4月上旬に実施要項にて発表します。主なポイントは次のとおりです。

[1] 小学校教諭・特別支援学校教諭（小学部）の2次試験の技能・実技試験について

小学校教諭・特別支援学校教諭（小学部）の2次試験の技能・実技試験において、「英語リスニング」は実施しません。このことにより、小学校教諭・特別支援学校教諭（小学部）については、第2次選考試験の技能・実技試験は実施しないこととします。

[2] 大学3年生等を対象とした特別選考について

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験においても、大学3年生等を対象とした特別選考を実施することとし、対象校種・職種は「小学校教諭」とします。

報告2

令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和6年12月20日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰について

1 表彰趣旨

中学校・高等学校等の生徒・指導者及び学校等が全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会等において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰する。

2 表彰基準

表彰の対象は、当該年度（令和6年3月～令和7年2月）に行われる以下の全国大会において、三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づき、個人競技で1位から3位まで、団体競技で1位から4位までに入賞した生徒、指導者及び学校対抗で1位から3位までに入賞した学校を表彰する。

- (1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会
- (5) 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- (6) 全国聾学校陸上競技大会・卓球大会
- (7) 全日本視覚障害者柔道大会・全国盲学校フロアバレーボール大会
- (8) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会

以下の基準を満たす生徒については、特別優秀選手として表彰する。

- (1) 当該年度（令和6年3月から令和7年2月まで・以下同じ）に開催された前述の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (2) 当該年度に開催された上記の大会のうち、同一大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (3) 生徒が在学中（同一校種・複数年度）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。

3 被表彰者数及び全国大会における入賞件数等

- (1) 特別優秀選手賞 被表彰者一覧（P4）・選手 2名
- (2) 優秀団体賞、優秀学校賞、優秀選手賞、優秀指導者賞 被表彰者一覧（P5～10）
- (3) 全国大会における入賞件数等

【国民スポーツ大会】

(団体の部)	6団体	・選手	18名	・指導者	5名
(個人の部)		・選手	8名	・指導者	4名

【全国障害者スポーツ大会】

(団体の部)	0団体	・選手	0名	・指導者	0名
(個人の部)		・選手	3名	・指導者	2名

【全国中学校体育大会】

(団体の部) 1校1団体 ・選手 22名 ・指導者 2名
 (個人の部) ・選手 8名 ・指導者 4名

【全国高等学校総合体育大会】

(団体の部) 4校 ・選手 23名 ・指導者 4名
 (個人の部) ・選手 13名 ・指導者 10名

【全国高等学校定時制・通信制体育大会】

(団体の部) 1校 ・選手 7名 ・指導者 1名
 (個人の部) ・選手 0名 ・指導者 0名

【全国高等学校選抜大会】

(団体の部) 1校 ・選手 9名 ・指導者 1名
 (個人の部) ・選手 6名 ・指導者 5名

令和6年度総数			
(団体の部)	7校7団体	・選手 79名	・指導者 13名
(個人の部)		・選手 38名	・指導者 25名
合計	7校7団体	・選手 117名	・指導者 38名 (のべ)

(4) 被表彰者数

令和6年度被表彰者数	
7団体、7校、選手	106名 (うち特別優秀選手賞 2名)、指導者 28名

【過去の被表彰者数】

令和5年度

9団体、12校、選手 148名 (うち特別優秀選手賞 13名)、指導者 37名

令和4年度

6団体、8校、選手 112名 (うち特別優秀選手賞 10名)、指導者 29名

令和3年度

0団体、9校、選手 98名 (うち特別優秀選手賞 4名)、指導者 18名

4 表彰式

(1) 日時 令和7年1月6日(月) 14時から15時30分まで

(2) 会場 三重県庁講堂(津市広明町13番地)

令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰

被表彰者一覧

三重県教育委員会

特別優秀選手賞 被表彰者一覧

1 世古 櫻紗 (せこ ろうさ) ・松阪商業高等学校・陸上競技

【成績】令和6年度全国高等学校総合体育大会 (令和6年8月)

優勝 女子 円盤投、2位 女子 砲丸投

特別国民体育大会 (令和5年10月)

優勝 少年女子A 砲丸投

2 山本 響士朗 (やまもと きょうしろう) ・高田高等学校・新体操

【成績】令和6年度全国高等学校総合体育大会 (令和6年8月)

優勝 男子 個人総合、リング、ロープ

第39回全国高等学校新体操選抜大会 (令和6年3月)

優勝 男子 個人総合、スティック、リング、ロープ

以上、2名

優秀団体賞、優秀学校賞、優秀選手賞、優秀指導者表彰 被表彰者一覧

第78回国民スポーツ大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
セーリング	優勝 少年男子 420級	津工業高等学校
	選手 - 岡田 海洋 小河 莉佑 指導者 - 伊藤 秀郎	
ボウリング	2位 少年女子 団体	※1 鈴鹿工業高等専門学校 ※2 朝明高等学校 ※3 NTN(株)三雲製作所
	選手 - 森川 好葉 ※1 中村 心 ※2 指導者 - 長田 陽介 ※3	
ソフトテニス	3位 少年女子	三重高等学校
	選手 - 青木 裕希 大橋 玲雨 岡 美志 林 美桜 田上 深央里	
	指導者 - 村田 真紀乃	
	4位 少年男子	
選手 - 中山 真言 竹内 慶悟 南 龍之介 若林 宝来 盛岡 昂生		
指導者 - 玉川 裕司		
クライミング	3位 少年男子 ボルダール	※1 近畿大学工業高等専門学校 ※2 名張市立北中学校
	選手 - 杉本 佑翼 ※1 小山 楚嵐 ※2	
バレーボール	4位 少年女子	※1 津商業高等学校 ※2 四日市商業高等学校 ※3 川越高等学校
	選手 - 牧野 夏音 ※1 鈴木 萌唯 ※2 指導者 - 井上 綾子 ※3	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
陸上競技	2位 成少男子共通 4×100mR 選手 - 粟飯原主吾 ※1 泉 裕人 ※2	※1 四日市工業高等学校 ※2 伊勢高等学校
	2位 少年女子B 円盤投 選手 - 小川 莉緒 指導者 - 南 幸裕	稲生高等学校
	3位 少年女子A 砲丸投 選手 - 世古 櫻紗 指導者 - 山本 浩武	松阪商業高等学校
	(競水泳) 2位 少年女子B バタフライ100m 選手 - 奥田 真由	津市立西橋内中学校
リフティング	3位 少年男子 81kg級 スナッチ、3位 少年男子 81kg級 クリーン&ジャーク、3位 少年男子 81kg級 トータル 選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	四日市中央工業高等学校
ライフル射撃	3位 少年男子 BR60J 選手 - 松本 晃佑	久居高等学校
レスリング	3位 少年男子 グレコローマンスタイル60kg級 選手 - 佐藤 聖優 指導者 - 中田 陽	いなべ総合学園高等学校

第23回全国障害者スポーツ大会

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
卓球	優勝 男子 一般卓球 選手 - 地白 晃佑	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
陸上競技	2位 男子 ジャベリックスロー 選手 - 外山 岳 指導者 - 小島 一真	特別支援学校 西日野にじ学園
	3位 男子 1500m 選手 - 城山 直人	特別支援学校 伊賀つばさ学園
ボッチャ	3位 指導者 - 陣之内朝香	特別支援学校 玉城わかば学園

令和6年度全国中学校体育大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
バスケットボール	第54回全国中学校バスケットボール大会 優勝 男子	四日市メリノール学院中学校
	選手 - 袴見 優汰 皆谷 経誠 ジャック 鐘ヶ江 咲人 鈴木 稔矢 青井 遙臣 小寺 健斗 阿部 智有 有川 大智 佐々木 優和 原田 龍馬 堀内 蓮 小椋 晴維 有馬 遼人 外池 岳 石山 誠修 指導者 - 山崎 修	
バドミントン	第54回全国中学校バドミントン大会 3位 女子	伊勢小俣BJC
	選手 - 福西 陽奈乃 谷田 楓華 溝口 恵望 吉村 柚希 河口 乃愛 鎌田 虹花 草川 葵 指導者 - 岩崎 友和	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
陸上競技	第51回全日本中学校陸上競技選手権大会 優勝 女子 200m	名張市立桔梗が丘中学校
	選手 - 北村 環奈 指導者 - 岡部 道郎	
	第51回全日本中学校陸上競技選手権大会 2位 男子 棒高跳	伊勢市立小俣中学校
選手 - 濱地 秀都 指導者 - 小澤 俊仁		
体操競技	第51回全日本中学校陸上競技選手権大会 3位 女子 4×100mR	四日市市立三滝中学校
	選手 - 林 捺愛 西村 うい 山田 梨乃 高田 風花 指導者 - 大田 和夫	
	第55回全国中学校体操競技選手権大会 優勝 女子 段違い平行棒、2位 女子 跳馬	
(競水泳)	第64回全国中学校水泳競技大会 2位 女子 200m個人メドレー、3位 女子 400m個人メドレー	鈴鹿市立千代崎中学校
	選手 - 一尾 彩央依	

令和6年度全国高等学校総合体育大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
陸上競技	2位 女子 学校対抗・フィールド競技	松阪商業高等学校
	選手 - 世古 櫻紗 指導者 - 山本 浩武	
水泳(水球)	4位	四日市中央工業高等学校
	選手 - 尾上 黎真 庄山 優 山崎 唯 松田 弦量 園田 晴大 川原 海 山本凌太郎 伊藤 大和 小坂 悠哩 伊藤 絆夏 山内 康平 大賀 碧生 湯浅 心晴 指導者 - 川口 智英	
(飛込)水泳	4位 女子 学校対抗	※1 鈴鹿高等学校 ※2 稻生高等学校
	選手 - 伊坂 奏音 ※1 指導者 - 池田 庸祐 ※2	
ヨット	4位 男子 コンバインド	津工業高等学校
	選手 - 奥出 蒼矢 小河 莉佑 岡田 海洋 渡邊 陽斗 渥美 洸哉 堤 琉檜 西村 太冴 澤 侑夫 指導者 - 伊藤 秀郎	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
(飛水泳)	優勝 女子 高飛込	※1 鈴鹿高等学校 ※2 稲生高等学校
	選手 - 伊坂 奏音 ※1 指導者 - 池田 庸祐 ※2	
(体操競技 新体操)	優勝 男子 個人総合、優勝 男子 リング、優勝 男子 ロープ	高田高等学校
	選手 - 山本 響士朗 指導者 - 堀 孝輔	
陸上競技	優勝 女子 円盤投、2位 女子 砲丸投	松阪商業高等学校
	選手 - 世古 櫻紗 指導者 - 山本 浩武	
	2位 女子 やり投	宇治山田商業高等学校
	選手 - 松山 壺緒 指導者 - 久保 幸弘	
ウエイトリフティング	優勝 女子 49kg級 クリーン&ジャーク、2位 女子 49kg級 トータル	鈴鹿高等学校
	選手 - 伊坂 夏妃 指導者 - 平井 一正	
	2位 男子 81kg級 クリーン&ジャーク、3位 男子 81kg級 トータル	四日市中央工業高等学校
	選手 - 田島 崇 指導者 - 森 浩之	
レスリング	優勝 女子 53kg級	いなべ総合学園高等学校
	選手 - 小塚 葉々 指導者 - 中田 陽	
	2位 女子 74kg級	白山高等学校
	選手 - 吉田 千沙都	
	3位 女子 57kg級	
	選手 - 山内 悠妃	いなべ総合学園高等学校
3位 男子 71kg級		
選手 - 神谷 樹生 指導者 - 中田 陽		
卓球	2位 男子 ダブルス	白子高等学校
	選手 - 北村 悠貴 笑燭 瑛祐 指導者 - 森 雅幸	
テニス	3位 女子 シングルス	四日市商業高等学校
	選手 - 林 妃鞠 指導者 - 由根 諭	

令和6年度全国高等学校定時制・通信制体育大会（令和6年7月）

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
卓球	3位 男子 団体	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
	選手 - 富田 悠斗 下川 侑真 中嶋りょう 市川 勝梧 森下 陽平 和田 颯斗 地白 晃祐	
	指導者 - 森 俊人	

令和5年度全国高等学校選抜大会（令和6年3月）

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
テニス	第46回全国選抜高校テニス大会 3位 女子 団体	四日市商業高等学校
	選手 - 折坂 優羽 堤 咲弥 後藤 毒衣 近藤 楓果 林 妃鞠 葛西 紗奏 森下 結葵 黒田 梨南 成田 菜葉	
	指導者 - 金山 敦思	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名/チーム名
自転車競技	令和5年度 全国高等学校選抜自転車競技大会 4km速度競走 優勝	三重高等学校
	選手 - 森下 圭祐 指導者 - 福永 真之	
(新体操)	第39回全国高等学校新体操選抜大会 優勝 男子 個人総合、優勝 男子 スティック、優勝 男子 リング、優勝 男子 ロープ、2位 男子 クラブ	高田高等学校
	選手 - 山本響士朗 指導者 - 堀 孝輔	
ウェイトリフティング	第39回全国高等学校ウェイトリフティング競技選抜大会 優勝 男子 81kg級 クリーン&ジャーク、2位 男子 81kg級 トータル	四日市中央工業高等学校
	選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	
ウェイトリフティング	第39回全国高等学校ウェイトリフティング競技選抜大会 3位 男子 61kg級 クリーン&ジャーク	石薬師高等学校
	選手 - 眞崎 響 指導者 - 玉城 圭尚	
ボクシング	第35回全国高等学校ボクシング選抜大会 2位 女子 フライ級	白山高等学校
	選手 - 乙部白真里	
レスリング	令和5年度風間杯第67回全国高等学校選抜レスリング大会 3位 男子 71kg級	いなべ総合学園高等学校
	選手 - 神谷 樹生 指導者 - 中田 陽	